「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見書

２００３年5月9日

大　阪　弁　護　士　会

目　　次

第１編　株券不発行制度
第１　商法の改正関係
１　株券の不発行の定め等…… 1
２　株式等の譲渡方法及び名義書換…… 7
３　株券等の不発行の定めに伴う所要の手当等……11
第２　株式の振替制度関係
１　権利の帰属等……13
２　振替口座簿の記載事項……14
３　新規記載手続等……15
４　加入者の権利推定……16
５　善意取得……16
６　振替機関等の消却義務……16
７　振替機関等の消却義務の不履行の場合における取扱い……17
８　消却義務の不履行の場合における株主の議決権等……18
９　一斉株主通知……18
10　株主名簿……19
11　単独株主権・少数株主権の行使方法等……20
12　その他……21
第３　新株引受権，新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度
１　商法の不発行制度との関係等……21
２　権利の帰属等……21
３　新株引受権，新株予約権の行使方法……22
４　その他……22

第２編　電子公告制度
第１　株式会社についての電子公告制度の導入……23
第２　貸借対照表等の公開の方法の見直し……26
第３　株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等……27
第４　有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等…… 27
第５　合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等28

第１編　株券不発行制度

第１　商法の改正関係

１　株券の不発行の定め等

(1)　株券等の不発行の定め （甲案） 会社は，定款で，株券及び新株予約権証券（以下「株券等」という。）を発行しない旨の定めをすることができるものとする。 （乙案） a　会社は，定款で，株券等を発行しない旨の定めをすることができるものとする。 b　この試案に基づく改正法の施行後５年以内の政令で定める日（以下，この項において「基準日」という。）において株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」という。）第２条第２項に規定する保管振替機関において取り扱われている株券等を発行している会社（以下「公開会社」という。）は，その日において，株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

〈意見〉

乙案に賛成する。

〈理由〉

１　株券不発行制度の導入の必要性について，譲渡制限会社では，現実には株式の移転が殆どなく，そもそも株券を発行する必要性が乏しいこと，現実に株券を発行していない会社が非常に多く，かかる実情を法的にも考慮する必要があることが挙げられる。これに対し，公開会社における必要性は，株券発行の経費等の負担が大きいこと，株券自体が迅速かつ安全に大量の取引を決済する上で障害となっていること等であり，譲渡制限会社とはその必要性の内容が異なる。

そこで，譲渡制限会社，公開会社それぞれについて，株券不発行制度導入の是非について検討すると，先ず，公開会社では，株券発行の経費等の負担が大きいという点は個々の会社毎の事情と考えることができるが，株券不発行制度導入に伴う振替決済制度への移行については，インフラ整備が必要であり，したがって，個々の会社毎の事情に留まらず，そのための社会的コストも考慮する必要がある。補足説明が指摘する現在の保振制度と新振替制度の併存は多大な社会的不経済が生じるとの点は傾聴すべき事情であり，公開会社の不発行制度への移行が区々になってしまうと，平等なコスト負担の実現が困難となるとの事情は無視できない。

他方，補足説明には，株券に対する愛着のある株主も未だ相当数いると考えられること，新振替制度の下に入ると過大記載が生じた場合に株主の権利が縮減する場合があること等に照らすと，公開会社について不発行制度への移行を法律で強制することには疑問があるとの指摘がなされている。しかしながら，株券に対する愛着を保護するためにだけ定款変更の特別決議を要求することはできないし，過大記載等への対処は，インフラ整備に伴う制度設計の問題であり，株主総会の特別決議により解決できる問題とも言い難い。

したがって，公開会社については，株券不発行制度を一斉に導入することに賛成である。

次に，譲渡制限会社においては，公開会社のようにインフラ整備の必要もなく，一斉に株券

不発行制度を導入する必要性は乏しい。現実に株券を発行している会社が存在する以上，法が株券不発行を強制し，更には，発行済株券を無効とするまでの事情も考えられない。

したがって，株券を発行すべきか否かは，個々の会社毎に判断すれば足りると考える。

２　ところで，中間試案では，公開会社が一斉に株券不発行制度に移行する方法として，基準日において，株券を発行しない旨の定款変更決議をしたものとみなすものとする，というみなし決議により一斉移行する手法が提案されており，その是非が問題となるが，株券不発行制度が導入されることにより，株主としても保護預かりのための費用，貸金庫利用のための費用等株券管理コストが逓減すること，盗難被害に遭い善意取得等により権利を喪失するリスクを回避できること等のメリットがあること，本来，発行会社において株券を発行するか否かは会社毎に判断すべきものである（株主自治の範囲内である）以上，一斉移行のためには株主総会決議をみなす手法によるのも合理性を有することから，みなし決議の手法によることに賛成する。

なお，みなし決議の手法によることについては，公開会社の株主の中には，必ずしも短期譲渡を意図して保有する者だけではなく，配当目的のために長期間に亘って保有し続ける者もいるが，その者に対しても，新振替制度参加のために証券会社等への口座開設を義務付け，結果として，毎年口座管理手数料等の負担を強いられることが予想される（なお，特別管理口座参照），即ち，株主にとって経済的不利益を強いるにもかかわらず，法律が定款変更決議を見なすことには疑問がある。保振法が定める振替決済制度への移行に際しても，①主務大臣による適用有価証券としての指定，②発行会社の同意，③個々の株主の同意を要求し，株主としては，株券を証券会社を通じて機構に預託するか，証券会社に保護預かりとして預託するかを選択することができたのであり（保振法第１４条第１項但書参照），現状保護預かりを選択している株主の意向を無視して，定款変更の決議があったものとみなすという技法は，当該株主の利益を害する。公開会社における不発行制度導入のメリットが，個々の株主の利益を離れたインフラ整備という点にあることを考えれば，不発行制度導入は株主自治を越える，つまり，株主総会で決議すべき範囲を超えるものであり、一斉移行は法律によるべきではないかとの疑問も提起されたので付言しておく。

（注）乙案を採る場合には，公開会社は，基準日において一斉に第２の振替制度に移行することになるが，その場合には次のような経過措置を設けるものとする。

(i)　保振法の実質株主及び略式質権者について

保振法の預託株券の株式については原則として第２の３の新規記載手続を行わず，第２の振替制度の振替機関又は口座管理機関が，保振法の保管振替機関又は参加者として作成した参加者口座簿又は顧客口座簿の内容を，振替口座簿に転記しなければならないものとする。この場合において，参加者が顧客口座簿に自己名義の質権口座を開設している場合には，振替機関に当該質権口座の内容を通知し，振替機関は当該参加者兼口座管理機関の口座の質権欄にその内容を転記するものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

(注)(i)は，保振法に基づく実質株主，略式質権者についての経過措置として提案されるも

のである。保振法に基づく振替制度は，参加者口座簿又は顧客口座簿上の振替により実質的に株式の移転等を行う制度であり，実質株主，略式質権者については，事実上，株券の交付なく株式の移転，質権の設定を行っており（第２６条第１項参照），特段の手続を経ることなく新たに創設される新振替制度へ移行されることになっても何らの不利益を被ることはない。また，新規記載手続を省略することにより，略式質権者は，発行会社に保振制度上の参加者口座簿及び顧客口座簿の内容が通知されることがないので，匿名性を確保できるというメリットを有する。

したがって，実質株主，略式質権者について，第２の３の新規記載手続を経ることなく，新たな振替決済制度に移行できるようにすることは賛成である。

(ii)　保振法の保管振替機関に預託されていない株券に係る株主及び質権者について

公開会社は，基準日において株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなされる旨，保管振替機関に預託されていない株式については特別口座管理機関の口座に記載される旨等を基準日の１か月以上前に公告し，かつ，株主（保管振替機関を除く。）及び株主名簿に記載のある質権者に各別に通知しなければならないものとする。

〈意見〉

賛成。

なお，基準日までに名義書換を失念した株主については，発行会社に対し，自己が株主であることを証明して名義株主のために開設した特別口座管理機関での口座を自己の名義に変更することを請求することができるようにすべきである。

次に，略式質権者を保護するため，基準日前に振替機関又は参加者に直接に株券を預託して質権口座を開設することができる旨の経過措置は，主体を金融機関等に限定することなく，略式質権者一般を対象として設けるべきである。

また，特別口座管理機関に開設された口座に質権者の名義を開示することなく質権設定を対抗できる方策を検討すべきである。

〈理由〉

名義株主，登録質権者は，特段の手続を経ることがなくても，発行会社が特別口座管理機関（第２の３の(4)参照）に口座を開設し，その口座に新規記載を行うことが予定されているので，当然に新振替制度の加入者となることができる。(注)(ii)は，その旨を公告のほか，名義株主及び登録質権者に対する通知を義務付けるもので，名義株主，登録質権者に対する告知としての意味を有するので賛成である。

更に，公告，通知を通じて，名義書換未了の株式取得者略式質権者としては，基準日までに名義書換，株券の預託等をすることで，特段の手続を経ることなく，(i)の経過措置により，新振替制度に移行されることになるのであるから，公告，通知は，これを促すという意味も有する。

なお，補足説明では，基準日までに名義書換を失念した株主について，会社に対し，自己が株主であることを証明して名義株主のための口座を自己の名義に変更することを請求することができるようにすることを検討しているということであるが，名義書換未了の株主については，新振替制度への移行は公告を通じてしか知る機会が保障されていないのであるから，かかる請

求手続について定めるべきである。
　また，略式質権者も名義書換未了の株主と同様，新振替制度への移行は公告を通じてしか知る機会が保障されていないのであるから，補足説明で検討されている，新振替制度の下で質権者となることができる方策を設けるべきである。その際，補足説明では，「協力を拒んだ株主のために略式質の匿名性を維持する必要はない」として，略式質権者が発行会社に株券を呈示して，特別口座管理機関に開設した口座の質権者欄に新規手続を行う旨の経過措置を設けることを検討していると記載しているが，匿名性は，質権設定者の利益に限られる訳ではなく，質権者自身も質権設定を匿名にしておきたい場合もあり得る。また，略式質は，匿名性のみを理由としてなされる訳ではなく，名義書換を要しないという簡便性，利益配当等を質権設定者に帰属せしめる目的等に基づくこともあり得る。そこで，発行会社に質権設定を知られることなく新振替制度の加入者となる方策について検討すべきである。
　この点，第１に，補足説明では，保振制度下において，基準日前に振替機関又は参加者に直接に株券を預託して質権口座を開設することができる旨の経過措置を検討しているが，かかる経過措置は，大量に略式質の設定を受けている金融機関の事務的な煩雑さからの救済を目的とするものであるが，金融機関以外の略式質権者にもかかる途を開くべきである。第２に，基準日経過後であっても，発行会社が開設した特別口座管理機関での口座に，発行会社に質権者名を開示することなく，質権設定を対抗できる方策を検討すべきである。

（注１）新株引受権証書・新株予約権付社債の不発行制度については，第３の１の(2)参照。

〈意見〉
　第３の１の（２）で述べる。

（注２）株券不発行制度について，次のような考え方を採るかどうかについても，なお検討する。 (i)　すべての会社について，株券不発行を原則とし，定款に株券を発行する旨の定めをした場合に限り，株券を発行することができるものとする。 (ii)　この試案に基づく改正法の施行日において，株券を発行している会社については，株券を発行する旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。 (iii)　公開会社は，施行後５年以内の政令で定める日において，当該定款の定めを廃止する旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

〈意見〉
　反対。

〈理由〉
　(注２)は，１での提案である株券不発行制度を商法の原則とし，株券を発行する場合を例外として位置付けるものである。
　しかしながら，１で説明したとおり，公開会社については一斉に移行することがインフラ整備に伴うコストという観点から合理性を有するが（したがって（iii）に関しては結論が一致する），株式譲渡制限会社ではない非公開会社はもとより、譲渡制限会社で既に株式を発行している会社においても，法律で当該株券を無効とするまでの必要性があるとは考えがたい。特に，

株券不発行制度を採用した場合，株式の譲渡に伴う名義書換は，従前に比較してその手続が煩雑になり(２の(2)，(3)参照)，株主にとっても，株券不発行制度を一般化することが必ずしもメリットのみであるとは言えない。

したがって，非公開会社については，株券発行を原則とし，株券不発行にするか否かについて，株主の意思に委ねるべきである。

(2) 株券の回収の要否等

（Ｉ案）

a　株券を発行しない旨の定めをするために定款の変更の決議をした場合においては，会社は，株券を発行しない旨の定款の定めをした旨並びに一定の日までに株券を会社に提出すべき旨及びその一定の日において株券は無効となる旨をその一定の日の１か月以上前に公告し，かつ，株主及び株主名簿に記載（記録を含む。以下同じ。）のある質権者（以下「登録質権者」という。）に各別に通知しなければならないものとする。

b　株券を発行しない旨の定款の定めの設定は，a の一定の日において効力を生ずるものとする。

c　第２１６条の規定は，a の場合に準用するものとする。この場合において，同条第１項中「新株券ヲ交付スルコト」とあるのは，「其ノ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルコト」と読み替えるものとする。

d　株主は，株券の提出後又は c で準用する第２１６条第１項の期間経過後でなければ，２の(3)の名義書換の請求をすることができないものとする。

e　保振法の保管振替機関が預託を受けた株券については，会社に株券を提出することを要しないものとする。この場合においては，d は適用しないものとする。

f　株券を発行しない旨の定款の定めが効力を生じた後は，保振法第２８条第１項の規定は，適用しないものとする。

g　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第１条の２第２項の小会社であって公開会社でないものは， a の公告をすることを要しないものとする。

（II案）

a　株券を発行しない旨の定めをするために定款の変更の決議をした場合においては，会社は株券を発行しない旨の定款の定めをした旨及び一定の日において株券は無効となる旨をその一定の日の２週間以上前に公告し，かつ，株主及び登録質権者に各別に通知しなければならないものとする。

b　Ｉ案の b，f 及び g に同じ。

（注）Ｉ案・II案のいずれの案を採るとしても，乙案を採る場合には，基準日における公開会社の株券不発行制度への一斉移行については株券回収を行わないものとし，乙案の（注）記載の手続を執るものとする。

〈意見〉

（注）及びＩ案に賛成する。

〈理由〉

１　先ず，(注)では「Ｉ案・II案のいずれの案を採るとしても，乙案を採る場合には，乙案の

(注)に記載の手続を執るものとする」とされているが，乙案を採る場合であっても，基準日における公開会社の株券不発行制度への一斉移行の際に株券回収を行うことは論理的には可能であり，この(注)の是非について検討する必要がある。

株券を回収する意味は，不発行制度導入に伴い権利との結合を解かれ紙片に過ぎなくなった株券が市場に残置されることにより，社会的混乱が生じることを回避することにある。かかる観点から考えた場合，先ず，保振法上の実質株主及び略式質権者については，既に保管振替機関に株券が預託され，市場に流出する虞れはないことから，新振替制度利用会社がわざわざ保管理振替機関から回収する意味はない。Ⅰ案，Ⅱ案いずれも，「会社に提出することを要しない」（ｆ）としている。

問題は，未だ保管振替機関に預託されていない株券の取扱いである。(注)は，株券回収を行わないものとし，乙案の(注)の手続を執るものとするとしている。ところで，乙案の(注)は「移行事務をできるだけ簡素化しつつ，既存の株主，株式の取得者及び質権者が，基準日以前に取得した権利を保全できるようにする手続」として位置付けられ，そこでは，株券の回収は，例えば，略式質権者が単独で株券を呈示する等の手続を検討しており，いわば事実上の回収に過ぎない。

では，新振替制度利用会社のうち公開会社にも株券の回収手続を執ることを法的に要求するのか。コスト，リスクという観点から比較すると，回収手続を要求する場合には，市場にある株券を回収するコスト，手間の問題である。回収手続を要求しない場合には，無効化した株券が市場に残置されることによるトラブル発生の可能性，その解決のためのコストということになり，後者は定量的な算定が不可能であるが，リスクについては，公示を徹底することである程度は回避できよう。他方，公開会社の株券事務は一部の代行会社等に集中しており，実際上は株券を回収することは不可能に近いことなどを考慮すると，公開会社に回収手続までは義務付けないという(注)の考え方に賛成することにする。

なお，コストの問題ではなく，新振替制度利用会社の社会的責任の問題であるとして，回収手続を義務付ける意見もあったことを付記しておく。

２　次に，上記のとおり(注)を前提とする限り，乙案に賛成する当会の立場としては，Ⅰ案，Ⅱ案の選択は，公開会社以外の会社，即ち，譲渡制限会社，及び譲渡制限を課していない非公開会社を前提に検討することになる。

非公開会社等では，株券不発行制度を導入するか否かは個々の会社毎に定められるのであるから，当該会社が株券不発行制度を導入しているか否かは第三者には判然としていないのであり，無効な紙片が社会に存在することはトラブルを招来する危険がある。非公開会社等では，株券の発行枚数もそれほど多数に及ぶとは考えられないので，回収手続を課したとしても，それほど負担になるとは考えられない。

また，かかる非公開会社等でも，略式質が多数見られるところであり（例えば，上場前の会社等），Ⅰ案，Ⅱ案いずれも，通知の対象は名義株主，登録質権者に限られ，その存在が開示されていない略式質権者は，公告以外に，株券不発行制度の導入を知る機会がない。特に，小会社であって公開会社ではないものについては，Ⅰ案，Ⅱ案いずれも，公告の省略が予定されており，略式質権者としては，株券不発行制度の導入を知る機会すら保障されていない。

そこで，略式質権者を保護するためには，株券の提出を要求し，株券の提出を必要とする質権設定者を通じて，株券不発行制度の導入，そして，登録質又は代担保の提供を求める機会を

保障すべきである。
したがって，Ⅰ案に賛成する。

(3) 既発行の新株予約権証券の取扱い
新株予約権証券を発行しない旨の定款の定めの効力は，既発行の新株予約権証券には及ばないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
新株予約権に譲渡性を認め，新株予約権証券を発行している場合，新株予約権証券は無記名証券であり，新株予約権原簿で管理される訳でもない。したがって，新株予約権証券を無効として，その時点での新株予約権者を確定するには，証券を回収しなくては不可能であり，仮に回収するにしても相当なコストが生じることになる。
そこで，既発行の新株予約権証券は，そのまま流通させることが妥当であり，既発行の新株予約権証券には定款の効力が及ばないとすることに賛成である。

２　株式等の譲渡方法及び名義書換

(1)　株券を発行しない旨の定款の定めをした会社（以下「株券不発行会社」という。）の株式を譲渡する場合には，株券を交付することを要しないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
不発行制度導入以前は，株券の交付という簡易な方法で譲渡が可能であったのであるから，不発行制度を導入することによって，本来譲渡性を有する株式にその簡便性を減ずるような要件（例えば，要式性を要求すること）を課すのは妥当ではない。

(2)　株券不発行会社（第２の１(1)の振替制度利用会社を除く。以下２において同じ。）の株式の移転は，取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ，会社のほか，その他の第三者にも対抗することができないものとする。

〈意見〉
賛成。
なお，商法の規定の中に，発行会社の名義書換の際の義務に関する一般規定を設けるべきである。

〈理由〉
株券を不発行とする以上，株主名簿以外に株主たる地位を対外的に証明する方法はない（但し，(4)については後述)。現行法上，株券が発行される以前の株式譲渡の第三者対抗要件として，確定日付ある通知又は承諾を要求する考え方があるが，そもそも，確定日付ある通知又は承諾は指名債権譲渡特有の方法であり，株式譲渡にかかる要件を要求するのは，自由譲渡性を

重視し簡便な手続での譲渡を認める趣旨に反しかねない。株主名簿に第三者対抗要件としての性格を認め，株主名簿の書換の有無によって判断すべきである。

なお，株主名簿を基準とする場合，株式の二重譲渡の場合で，名義書換請求の先後とは関係なく，会社の恣意的判断により，また，事務処理上の都合（例えば，郵送により書換請求が先着していたにもかかわらず，それを認識せず，その後に来社してきた者による書換請求を優先して処理した場合）等により株主名簿の書換えが行われる可能性があり得る。

かかる場合，最終的には，一般民事での損害賠償の問題として処理せざるを得ないが，商法の規定の中に，発行会社は，迅速，的確に名義書換を行うべき旨の注意義務の根拠規定を設け，発行会社に名義書換の重要性を認識させるべきである。

(3)　株券不発行会社の株式についての株主名簿の名義書換は，次のいずれかの場合でなければ，することができないものとする。

ア　株主名簿に株主として記載された者（以下「名義株主」という。）と取得者が共同して請求したとき。

イ　取得者が，名義株主からの当該株式の取得を証する判決，判決と同一の効力を有するもの又は公正証書を添付して請求したとき。

ウ　当該株式の取得原因が相続である場合において，取得者が，相続を証する市町村長若しくは区長の書面又はこれを証するに足るべき書面を添付して請求したとき。

エ　当該株式の取得原因が合併である場合において，取得者が，当該事実を証する登記簿の謄本又は抄本を添付して請求したとき。

オ　第２０４条ノ３第１項の規定による請求をした者が，第２０４条ノ２第１項の株主に代金を支払った事実を証する書面を添付して請求したとき。

カ　会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となったとき。

キ　会社が株式交換により完全親会社になった場合，会社分割により営業を承継した場合又は合併後存続する会社になった場合において，当該株式交換，会社分割又は合併により，当該会社の株主となった者に，新株の発行に代えて，自己の株式を移転したとき。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

１　補足説明によれば，「新振替制度利用会社以外の株券不発行会社においては，株券による推定効（第２０５条第２項）のない取得者への名義書換を行うことになるから，株主名簿の記載に免責的効力を付与するためには，株主名簿に記載されている者が株主であることの蓋然性を高める必要がある」として，名義書換に厳格な要件を付すことを提案している。

２　現行法の会社の免責的効力は，有価証券である株券の資格授与的効力（第２０５条第１項）の反射的効果として認められるもので，株券不発行制度を導入する以上，その免責的効力を株券に求めることはできない。そこで，補足説明は，名義書換に厳格な要件を課すことで蓋然性を高め，免責的効力の根拠としようとするものである。

３　株券不発行制度を導入した株式会社においても，発行会社と同様，その時点で株主名簿に記載されている者を株主として取り扱えば足りるという免責的効力を認める必要はあり，その

ためには，名義書換に一定の要件を課さざるを得ないのであって，中間試案で提案されているアないしキの手続は，例えば，共同申請（ア）については，委任状方式も認められるとすれば，名義書換請求者に負担加重を求めるものではないし，また，相続（ウ）については，銀行取引等で要求される手続であるから，免責的効力を認めるためには必要な要件であり，これら要件を課すことは賛成である。

４　なお，名義書換に一定の要件を課すことについて，二つの方向から意見が述べられた。一つは，株主の負担の問題であり，他は，会社の負担の問題である。

(1)　先ず，株券不発行制度導入以前は，株券の呈示だけをすれば単独で名義書換を行うことができたものが，株券不発行制度導入に伴い，共同申請（ア）若しくはこれに代わる判決（イ）を要求し，その他，包括承継（相続，合併）についてはこれを証する書面を要求している。これらは，あたかも不動産登記（第２６条，第２７条）と同様に厳重な手続を求めるもので，株主に相当な負担加重となるのではないかという点である（例えば，共同申請（ア）で委任状方式を認める場合には，実印及び印鑑証明書を要求することが想定される）。

これに対しては，株券不発行制度を導入することのメリット，デメリットの問題であり，株主の判断の下で，同制度を導入する以上（株券が有する資格授与的効力を享受しないと判断した以上），この程度の負担増加はやむを得ないのではないか。譲渡制限会社では，譲渡承認請求に際し，譲渡人・譲受人の連名での同意書を徴収しており，共同申請手続とすることが現行制度に比較して負担加重になるとは思われないとの反論がなされた。

(2)　次に，会社の負担に関して，（上記要件が不動産登記手続での要件に類似することとの関係で）不動産登記手続であれば専任の登記官が対処するが，民間会社で複数の事務を担当する部署，担当者が判決，公正証書の有効性について調査，確認し対処できるか大いに疑問であるとの批判があった（公開会社等では専門機関たる名義書換代理人が設けられているが，非公開会社では名義書換代理人が設けられていることは殆どない）。

また，この点に関連して，株式の二重譲渡の場合で，事務処理上の都合（例えば，郵送により書換請求が先着していたにもかかわらず，それを認識せず，その後に来社してきた者による書換請求を優先して処理した場合）で先後関係とは関係なく株主名簿が書き換えられる虞があるのではないか，登記手続については出頭主義の定めがあり（不動産登記法第２６条，商業登記法第１６条），法務局等では郵送による登記を受理しないが，株式の名義書換について，出頭主義の規定を設けることの是非についても検討せざるを得ないのではないか，との問題提起がなされたが，同様な状況は，債権の二重譲渡，差押え等でも起こりうるのであり，かかる病理現象を想定して出頭主義を要求するのは，逆に株主の負担加重となるとの反論がなされた。

５　更に，理論的な問題として，名義書換の要件が厳格化することと，免責的効力は論理的に結び付くものではないのではないかとの疑問（結び付くのであれば，不動産登記簿に公信力が認められることになりそうであるが，これを認める学説は少数である）が呈示され，更には，株主名簿の免責的効力が，株式の譲渡に有価証券である株券を用いることの反射的効果に過ぎないのであれば，不所持制度の下では，株主名簿に免責的効力を認める必要性は乏しいのではないか，現行の有限会社では社員名簿に免責的効力は認められていないが，それによる不都合を見聞したことはないとの疑問が呈示された。これに対しては，有限会社は，最終的に社員総会で持分の移転が決議されるため，真実，移転がなされたのかチェックできるが，譲渡制限のない非公開会社では，名義書換の際を除いてチェックする機会がないとの反論があった。

(注)　有限会社にも，(3)と同様の規定を設けるものとする。

〈意見〉

賛成。

なお，有限会社の社員名簿にも免責的効力を認めるべきである。

〈理由〉

１　有限会社法は，現行，社員名簿の書換は，持分の取得者が単独で請求することを認めているのに対し，試案は，これを改め，厳格な要件の下で共同請求を原則としようとするものである。試案及び補足説明では，社員名簿に免責的効力を認める趣旨か不明であるが，株券不発行制度を採用する株式会社と有限会社とで同様の手続を要求するのであれば，社員名簿に免責的効力を認めるべきである。

２　なお，上記(3)記載のとおり，有限会社の現行の名義書換手続を維持し，株券不発行制度を導入する株式会社の名義書換手続をこれに揃えるべきであるとの意見があったことを付記しておく。

(4)　株券不発行会社の株主は，会社に対し，当該株主についての株主名簿に記載された事項を証明した書面の交付を請求することができるものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

補足説明は，株式を譲り受けた株主に株式の譲受けについて第三者対抗要件を備えたことを証明する手段として，株主名簿に記載された事項を証明した書面を位置付けている。

しかしながら，係る書面が実際に機能するのは，株式の譲渡に際して譲渡人が自らが株主であることを証する証憑としてであって，意思表示だけで譲渡できる株式についての取引安全の確保ということになろう。

有価証券である株券が発行されない以上，譲渡を意図する株主に対し，自らが権利者であることを簡易に証明する手段は不可欠であり，賛成する。

(5)　(1),(2),(3)のアからエまで及び(4)は，新株予約権及び新株予約権原簿について準用するものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

株式と新株予約権，また，株主名簿と新株予約権原簿とを区別すべき理由はないから，準用することに賛成する。

(6)　第２８０条ノ３１第２項第２号を「二　新株予約権証券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ」に改めるものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
不発行制度導入に伴う規定の整備であり，賛成する。

(7)　第２８０条ノ２０第２項第９号，同条第３項中「第九号」，第２８０条ノ３０第１項中「第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ，其ノ定ナキトキハ」及び第２８０条ノ３１第４項を削除するものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
不発行制度導入に伴う規定の整備であり，賛成する。

３　株券等の不発行の定めに伴う所要の手当等

(1)　株主名簿の閉鎖期間の廃止 第２２４条ノ３第１項中「一定期間株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為サズ又ハ」を削除するものとする。

〈意見〉
賛成。
なお，定款に名簿閉鎖に関する規定を設けている場合（第２２４条ノ３第４項）について，名簿閉鎖を基準日に読み替える経過措置を設けるべきである。

〈理由〉
１　株券不発行制度を導入した会社では，名義書換が第三者対抗要件となるため，長期間に亘り，株主名簿の変更を出来ないとすると，その間，第三者対抗要件を具備できないという不具合が生じる。そこで，少なくとも，株券不発行制度を導入している会社では，株主名簿の閉鎖は廃止し，基準日制度に統一すべきである。
また，株券不発行制度を導入していない会社についても，基準日，名簿閉鎖については，その機能は代わらないのであるから，敢えて両者を存続させる必要はなく，基準日制度に統一すべきであろう。
２　なお，補足説明は，「現在では基準日制度を用いる実務慣行が根付いており，株主名簿の併科機関の制度はほとんど利用されていない」と記載しているが，例えば，日本公証人連合会の定款雛型では，未だに「第１４条　当会社は毎決算期の翌日からその決算期に関する定時総会の終結の日まで，株主名簿の記載の変更を停止する。前項のほか権利者を確定する必要があるときは，２週間前に公告して，臨時に一定期間株主名簿の記載の変更を停止することができる」というように名簿閉鎖を用いているように，実務において名簿閉鎖が殆ど用いられていないと断定するのは必ずしも実情に合致しないであろう。

少なくとも，現行定款で名簿閉鎖に関する規定を設けている株式会社については（第２２４条ノ３第４項），基準日への読替え等の経過措置を設けるべきである。

(2)　各種公告制度の適用除外等

ア　株券提供のための公告及び通知

a　株券不発行会社は，株式併合の際の株券提供のための公告及び通知（第２１５条第１項）をすることを要しないものとする。

b　株券不発行会社は，株式の併合をしようとするときは，その旨及び会社の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の２週間以上前に公告しなければならないものとする。

c　株券不発行会社は，新株引受権及び新株予約権で未行使のものがないときは，名義株主及び登録質権者への通知をもって，bの公告に代えることができるものとする。

d　強制消却の際の公告（第２１３条第２項），強制転換条項付株式の転換の際の公告（第２２２条ノ９第２項），新株発行無効・株式交換無効の判決が確定した際の公告（第２８０ノ１７第２項，第３６３条第５項），株式譲渡制限をする旨の定款変更等の際の公告（第３５０条第１項，第３６２条第２項，第３７４条ノ３１第２項，第４１６条第４項），完全子会社となる場合の公告（第３５９条第１項，第３６８条第１項）及び合併の際の株券の回収公告（第４１３条ノ４第１項）についても，a からc までと同様の規定を整備するものとする。

イ　株式に関する株券提供公告以外の公告

a　株券不発行会社は，新株引受権及び新株予約権で未行使のものがないときは，名義株主及び登録質権者への通知をもって株式分割の際の公告（第２１９条第１項）に代えることができるものとする。

b　一単元の株式の数の減少等の公告（第２２１条第６項），基準日の公告（第２２４条ノ３第４項），新株引受権を有する株主に対する新株の割当の際の公告（第２８０条ノ４第３項）及び会社分割の株券提出不要時の公告（第３７４条ノ７第１項，第３７４条ノ３１第３項）についても，a と同様の規定を整備するものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

１　株券不発行制度導入に伴う規定の整備である。株券不発行会社では，株券が存在しないため，株式併合の際の株券提供のための公告及び通知（第２１５条第１項）は適用されないこととして（ア・ａ），新たに，株式分割と同様，会社の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の２週間以上前に公告期日の規定を設けることにしている（同ｂ）。その上で，新株予約権，新株引受権で未行使のものがないときは，名義株主及び登録質権者への通知をもって，公告に代えることができる（同ｃ）というものである。

このｃについて，補足説明では，株主名義の名義書換が第三者対抗要件とされ，しかも，名義書換には原則として名義株主と取得者の共同申請が必要とされるので，名義書換を怠るいわゆる失念株主はほとんどいないと推測され，会社は，株主名簿の記載によって株主を事実上確

定することができるので，わざわざ公告をする必要はないということである。
２　補足説明が指摘するとおり，第三者対抗要件とされていることから，譲渡の場合であれば，株式の取得者は早期に名義書換手続を請求するであろうから，失念株主がほとんどないと思料されるが，相続の場合では，相続登記については，必ずしも速やかに名義書換手続が行われるわけではないという現状と比較し，株式についても，失念株主が殆どないとまではいえないであろう。

そこで，失念株主の利益をどこまで保護する必要があるのかという点を考える必要があるが，株式併合等により失念株主に権利変動が生じるとしても，株式併合等は株主総会の特別決議を要求し，その決議後の通知を経て効力が生じるものであり，敢えて公告を要求したとしても，失念株主の利益が確保される訳ではない。したがって，失念株主の利益確保のために公告を要求する意味は乏しく，公告を通知で代替できるとすることに反対する必要はないと考える。

(3)　その他
その他株券等の不発行制度の導入に伴い，所要の規定を整備するものとする。

〈意見〉
（現行法でも可能であり，立法論ではないが），株主名簿の作成，備置について，例えば，弁護士，司法書士，税理士，公認会計士（各法人を含む）等第三者が名義書換代理人に就任し，株主名簿の管理を行うことを検討すべきである。

〈理由〉
株券不発行制度が導入されると，株主を確定するためには商法上の規定としては株主名簿が唯一の手掛かりとなるが，実務では，小規模会社の中には，株主名簿の書換が必ずしも行われていなかったり，株主名簿が存在すらしていない会社が存在している。

そのような株式会社では，２の(4)で定めるような株主名簿に記載された事項を証明する書面を発行することもできないし，況や，株主間又は株主と会社との間で紛争が生じた場合には，当事者が株主か否かについて商法が対第三者，対会社の対抗要件として予定する株主名簿が対抗要件としての機能を果たさないため，紛争が今以上に紛糾してしまう虞がある（現状実務では，確定申告の際の同族会社の判定のための添付書類等で株主か否かを判断している）。

したがって，株主名簿を第三者機関に管理を委ねることを検討すべきである。そのための制度として，現行法上，名義書換代理人制度があり，同制度は，資格を限定していないため，現行法下でも，弁護士等が名義書換代理人として株主名簿を管理することは可能であるが（事実，弁護士が名義書換代理人に就任している例もある），実際には，定款を変更し，名義書換代理人を設置するのは公開会社であり，また，信託銀行，又は専業の証券代行会社が殆どである。

そこで，非公開会社等でも簡易に名義書換代理人制度を利用できるような環境を整える必要があり，そのために弁護士等が名義書換代理人に就任することも検討すべきである。

第２　株式の振替制度関係

１　権利の帰属等

(1)　権利の帰属
株券不発行会社のうち振替制度を利用する会社（以下「振替制度利用会社」という。）の

株式（以下「振替株式」という。）の帰属は，振替口座簿の記載により定まるものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

保振法に基づく振替制度に代替する新振替制度の導入を求めるものであり賛成する。

(2)　振替株式の譲渡

振替株式の譲渡は，譲渡人の振替の申請により，譲受人がその口座に当該譲渡に係る数の増加の記載を受けなければ，その効力を生じないものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

新振替制度下では，株式の譲渡を口座の振替を効力発生要件とするものであり賛成する。

２　振替口座簿の記載事項

振替機関又は口座管理機関（以下「振替機関等」という。）が作成する振替口座簿中各口座には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　振替機関等が口座を開設した者（以下「加入者」という。）の氏名又は名称及び住所

(2)　振替制度利用会社の商号及び振替株式の種類（以下「銘柄」という。）

(3)　銘柄ごとの数（(4)に掲げるものを除く。）

(4)　加入者が振替株式の質権者又は振替株式を担保の目的で譲り受けた者（以下「譲渡担保権者」という。）であるときは，その旨並びに当該振替株式の株主又は譲渡人（以下「担保設定者」という。）及び銘柄ごとの数

(5)　加入者が信託の受託者であるときは，その旨並びに(3)及び(4)の数のうち信託財産であるものの数

(6)　(3)から(5)までの数の増加又は減少の記載がされた場合において，増加又は減少の別，その数及び当該記載がされた日

(7)　その他政令で定める事項

（注１）振替機関等が下位口座管理機関の口座を開設した場合には，当該下位口座管理機関の口座については，当該下位口座管理機関自身が保有する株式を記載する自己口座と，当該下位口座管理機関の加入者が保有する株式の合計数を記載する顧客口座に区分するものとする。

（注２）振替機関は，消却義務を履行するために，振替機関自身が保有する株式を記載する機関口座を開設するものとする。

〈意見〉

(1)ないし(7)のいずれも賛成。

〈理由〉

新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

３　新規記載手続等

(1)　会社が設立の時から株券不発行会社となる場合には，当該会社の株式について振替制度を利用することは，発起人全員の同意により定めるものとする。この場合においては，発起人は商法第１６９条の書面に，株式申込人は株式申込証の用紙に，株式の振替を行うための口座を記載しなければならないものとする。

（注）振替制度利用会社が新株発行をする場合にも，株式申込人は，株式申込証の用紙（商法第２８０条ノ６）に株式の振替を行うための口座を記載しなければならないものとする。

(2)　株券不発行会社が，設立の後に，振替制度を利用することを定めたときは，株式の譲渡に振替制度を利用する旨及び一定の日までに株式の振替を行うための口座（名義株主が信託の受託者であるときは，当該口座及び２の(5)の事項）を会社に通知すべき旨を，その一定の日の１か月以上前に，名義株主及び登録質権者に各別に通知しなければならないものとする。

(3)　発起人又は株券不発行会社が振替制度を利用することを定めたときは，株券不発行会社は，設立後又は(2)の一定の日後，遅滞なく，振替機関に対し，次に掲げる事項の通知をしなければならないものとする。

ア　振替株式の銘柄

イ　当該振替株式を有する株主又は当該振替株式についての質権者である加入者の氏名又は名称

ウ　イの加入者の口座

エ　加入者ごとの２の(3)から(5)までの事項

オ　振替制度の利用を開始する日

カ　当該振替株式の発行数

(4)　振替制度利用会社は，(3)の通知をする日までに，振替制度利用会社に対して口座を通知しなかった株主又は登録質権者のための口座を開設する口座管理機関（以下「特別口座管理機関」という。）を定めて，当該株主又は登録質権者のために，口座の開設の申出をしなければならないものとする。

(5)　(4)の株主又は登録質権者については，これらの者を(3)のイの加入者とし，(4)の口座を(3)のウの口座とするものとする。

(6)　(3)の通知があった場合には，当該通知を受けた振替機関は，直ちに当該通知に係る振替株式の銘柄について，通知事項を振替口座簿に記載し，かつ，直近下位機関にその通知事項を通知しなければならないものとする。

(7)　(6)は，(6)により通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用するものとする。

(8)　特別口座管理機関に開設された口座に記載された振替株式については，当該口座についての加入者及びその相続人その他の包括承継人以外の口座への振替の申請をすることができないものとする。

(9)　振替制度利用会社は，振替制度の利用を止めることができないものとする。

〈意見〉

(1)ないし(7)及び(9)のいずれにも賛成。

(8)については，特別口座管理機関に開設された口座に記載された振替株式について，振替

申請ができる者を加入者，包括承継人以外に限定するのではなく，破産管財人，民事再生法上の管財人，後見人，任意後見人等他人のための財産管理権を付与されている者にも認めるべきである。

なお，失念株主が(3)の通知後に，振替制度利用会社に対し，株主であることを証明して，特別口座管理機関の口座の名義変更を請求した時は，振替制度利用会社は，特別口座管理機関に対し，当該株式について，口座名義人を名義株主から失念株主に変更する旨を通知しなければならないものとすべきである。

〈理由〉

１　(1)ないし(9)は，新振替制度導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

また，補足説明で指摘する失念株主へ変更する旨の通知についても，失念株主の保護のためには必要であり，導入すべきである。

２　なお，(8)では，加入者，包括承継人以外への振替申請を認めないが，例えば，加入者が破産した場合，同人の破産管財人は，破産者の財産管理権を有するが，管財人が開設する口座に振り替えることが出来ないとすると，その事務遂行に支障が生じることになる。そこで，管財人等他人のための財産管理権を付与されている者についても，振替申請を認めるべきである。

４　加入者の権利推定

加入者は，その口座に記載された振替株式についての権利を適法に有するものと推定するものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

５　善意取得

振替の申請によりその口座において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載を受けた加入者は，当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載に係る権利を取得するものとする。ただし，当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは，この限りでないものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

６　振替機関等の消却義務

５による振替株式の善意取得によりすべての株主の有する振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行数を超えることとなる場合において，(1)の数が(2)のア又はイの数を超えるときは，振替機関等は，当該超過数に達するまで，当該銘柄の振替株式を取得した上，振替制度利

用会社に対し，当該振替株式を消却する旨の意思表示をしなければならないものとする。
(1)　当該振替機関等の備える振替口座簿におけるその加入者の口座に記載された当該銘柄の振替株式の合計数
(2)　ア　当該振替機関等が振替機関である場合　当該銘柄の振替株式の発行数
イ　当該振替機関等が口座管理機関である場合　当該口座管理機関の口座が開設されている振替機関等（以下「直近上位機関」という。）の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載された当該銘柄の振替株式の数
(注１)　社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）第７８条第２項に相当する規定をも設けるものとする。
(注２)　振替機関等の消却義務について６の考え方を採る前提として，現在の社振法と同様に，加入者保護信託を整備する必要がある。

〈意見〉
(1)，(2)いずれも賛成。

〈理由〉
過大記載がなされた場合のリスクを誰が負担するのかという問題であり，制度上は，新振替制度に参加した会社，新振替機関及び参加者，過大記載をした振替機関等が考えられるが，新振替制度では，過大記載をした振替機関等にリスクの負担を求め振替機関等に消却義務を負わせるものであり，賛成である。
なお，振替機関等が倒産し消却義務を履行しないことにより，加入者が損害を被ることもあり得るので，(注２)の記載する加入者保護信託を整備すべきである。

７　振替機関等の消却義務の不履行の場合における取扱い

(1)　消却義務を負う振替機関等が当該義務の全部を履行するまでの間は，当該振替機関等又はその下位機関の加入者は，当該加入者の口座に記載された当該銘柄の振替株式のうちアの数がイの数に占める割合を６の超過数（消却義務の一部が履行されたときは，当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分については，振替制度利用会社に対して対抗することができないものとする。
ア　当該加入者の有する当該銘柄の振替株式の数
イ　当該振替機関等又はその下位機関の加入者の有する当該銘柄の振替株式の総数
(注)　当該振替機関等の下位機関も消却義務を負うときは，ア及びイの数に所要の調整を行うものとする。
(2)　消却義務を負う振替機関等は，自己又はその下位機関の加入者に対して，当該義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負うものとする。

〈意見〉
(1)，(2)いずれも賛成。

〈理由〉
過大記載をした振替機関等が消却義務を履行しない場合の処理の問題であり，賛成である。

８　消却義務の不履行の場合における株主の議決権等

(1)　加入者が振替制度利用会社に対抗することができる株式数について，７により一株に満たない端数が生じたとき又は一単元の株式の数に満たない株式が生じたときは，商法第２４１条第１項の規定にかかわらず，当該端数又は当該株式については，当該端数又は当該株式の数を一単元の株式数で除した数（その数に１００分の１に満たない数があるときは，これを切り捨てた数）の議決権を有するものとする。

(2)　９の(1)のアの通知の後２週間以内に振替機関等が，消却義務を履行した場合には，６の超過数は，初めから生じなかったものとみなすものとする。この場合においては，消却義務を履行した振替機関等は，その旨を速やかに発行者に対して通知しなければならないものとする。

(3)　振替機関等が消却義務を履行した場合には，単独株主権・少数株主権の継続保有要件については，６の超過数は，初めから生じなかったものとみなすものとする。

（注）消却義務を負う振替機関等が振替株式を市場から取得することが困難な場合等に，振替制度利用会社が当該振替機関等に対して簡易な手続で自己株式を譲渡することについて，なお検討する。

〈意見〉

(1)ないし(3)いずれも賛成。また，(注)に記載した振替制度利用会社の自己株式の処分として，振替機関等に譲渡する方法も認めるべきである。

〈理由〉

過大記載の場合に，１株１議決権の例外を認めるものであるが，発行済株式総数を超える議決権行使を認めることはできないので，賛成である。

なお，(注)の振替制度利用会社が自己株式を譲渡する方法とは，補足説明では，振替制度利用会社に義務を課すものではなく，振替制度利用会社の判断に委ねるものとのことであるが，1株１議決権の例外が認められるのは極めて限定的であることが望ましいから，商法第２１１条第３項等の例外として，導入すべきである。

９　一斉株主通知

(1)　振替機関は，次のアからエまでのいずれかに該当するときは，振替制度利用会社に対し，当該アからエまでに定める日における当該振替制度利用会社の株主（譲渡担保権者を除き，担保設定者を含む。）並びに質権者について，氏名又は名称，住所，当該株主若しくは質権者の口座を開設した振替機関等の名称並びに２の(2)から(4)までの事項（(4)の事項については，加入者が担保の目的で譲り受けた旨を除く。以下「通知事項」という。）又は通知事項の変更を速やかに通知しなければならないものとする。

ただし，質権者が，あらかじめ，その直近上位機関に対する申出により，振替機関に対して，質権者の氏名又は名称及び住所を通知しないことを求めていた場合には，当該事項については，この限りでないものとする。

ア　振替制度利用会社が商法第２２４条ノ３第１項の規定により基準日を定めたとき。
その基準日

イ　株式併合，株式分割，株式交換又は株式移転が行われたとき。
その効力が生じる日。
ウ　会社が，合併，会社分割又は新株引受権を有する株主に対する新株の割当をする場合において，株式の割当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日を定めたとき。
その基準日
エ　営業年度を１年とする振替制度利用会社について，営業年度ごとに，当該営業年度の開始の日から起算して６か月を経過したとき（当該振替制度利用会社が商法第２９３条ノ５第１項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては，営業年度ごとに，その日が到来したとき（アに該当するときを除く。)。)。
当該営業年度の開始の日から起算して６か月を経過した日（当該振替制度利用会社が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては，営業年度ごとのその日）
(2)　振替機関等が消却義務を履行していない場合には，振替機関は，消却義務を履行していない振替機関等又はその下位機関の加入者の口座については，(1)の通知のほか，７により振替制度利用会社に対抗することができないものとされた部分（消却義務を負う振替機関等が当該銘柄の振替株式を有するときは，当該振替株式について消却義務を履行したものとみなした上で７により振替制度利用会社に対抗することができないものとされた部分）の数をも通知しなければならないものとする。
(3)　(2)の場合には，振替機関は，消却義務を負う振替機関等の機関口座又は自己口座に記載された振替株式については，６の超過数を控除して，(1)の通知をしなければならないものとする。
(4)　口座管理機関は，その直近上位機関から，当該口座管理機関の顧客口座に記録された株式につき，(1)の通知又は当該直近上位機関の報告のために必要な事項の報告を求められたときは，速やかに，自己又は下位機関の加入者について，当該事項を報告しなければならないものとする。
(5)　(2)及び(3)は，(4)の口座管理機関の報告について準用するものとする。
(6)　振替制度利用会社は，正当な理由がある場合には，振替機関に対して，費用を支払って，(1)の通知をすることを請求することができるものとする。

〈意見〉
(1)ないし(6)のいずれにも賛成。

〈理由〉
新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

１０　株主名簿

振替制度利用会社は，９の(1)の通知を受けたときは，株主名簿に，当該通知に従って，商法第２２３条第１項各号に掲げる事項及び質権者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉

新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

１１　単独株主権・少数株主権の行使方法等

（A案　振替口座簿基準案）

(1)　加入者の申出による個別株主通知

ア　株主（譲渡担保権者を除き，担保設定者を含む。）は，その直近上位機関に対する申出により，振替機関に対して，当該直近上位機関が備える振替口座簿の当該株主の口座に記載されている事項のうち２の(1)から(3)まで及び(6)の事項（株主が担保設定者である場合には，譲渡担保権者の口座に記載されている事項のうち２の(2)，(4)（担保設定者及び銘柄ごとの数に限る。）及び(6)の事項）（以下「個別株主通知事項」という。）を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。この場合においては，９の(2)から(5)までを準用するものとする。

イ　振替制度利用会社は，アの直近上位機関に対する申出により，振替機関に対して，アの通知に係る振替株式が振り替えられた旨及び当該振替後の個別株主通知事項を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。この場合においては，９の(2)から(5)までを準用するものとする。

ウ　アの通知がされた場合には，当該通知に記載された振替株式（アの通知後に，イの通知又は一斉株主通知がされた場合には，直近の通知に記載された振替株式）については，株主は，商法第２０６条第１項の規定にかかわらず，単独株主権・少数株主権を行使することができるものとする。

エ　株主は，株主名簿に氏名及び住所の記載がある場合であっても，アの通知がされた後でなければ，単独株主権・少数株主権を行使することができないものとする。

(2)単独株主権・少数株主権の継続保有期間

単独株主権・少数株主権の継続保有期間は，(1)のアの通知に記載された当該株主の口座に当該振替株式について増加の記載がされた日（２の(6)参照）から起算するものとする。

(3)　振替制度利用会社の振替口座簿閲覧権等

振替制度利用会社は，振替機関等に対して，費用を支払って，当該振替機関等の備える振替口座簿の記載のうち，当該振替制度利用会社が発行した振替株式に関して記載されている事項の閲覧又はその事項を証明した書面の交付を請求することができるものとする。ただし，質権者又は譲渡担保権者が，あらかじめ，当該振替機関等に対して，当該質権者又は譲渡担保権者の氏名又は名称及び住所の閲覧をさせないこと又はその事項を証明した書面の交付をしないことを求めていた場合には，当該事項については，この限りでないものとする。

（B案　株主名簿基準案）

(1)　加入者の申出による個別株主通知

ア　A案の(1)のアに同じ。

イ　アの通知がされた場合には，当該通知に記載された振替株式（アの通知後に一斉株主通知がされた場合には，直近の通知に記載された振替株式）については，株主は，商法第２０６条第１項の規定にかかわらず，単独株主権・少数株主権を行使することができるものとする。

(2)　単独株主権・少数株主権の継続保有期間

単独株主権・少数株主権の継続保有期間は，(1)のアの通知が到達した日又は当該株主が株主名簿に記載された日のいずれか早い日から起算するものとする。

(3)　振替制度利用会社の振替口座簿閲覧権等

振替制度利用会社は振替口座簿の閲覧及び振替口座簿の記載事項を証明した書面の交付を請求することができないものとする。

〈意見〉

Ｂ案に賛成。

〈理由〉

少数株主権，単独株主権の行使に際し，Ａ案（振替口座簿基準案）とＢ案（株主名簿基準案）が提案されているが，商法の本則に従い，株主名簿を基準とすべきである。また，Ａ案では，新振替制度利用会社が振替口座簿の記載を確認しなければならない等，振替制度利用会社に負担を課すものであり，妥当でない。

１２　その他

その他株式の振替制度の創設について，所要の規定を整備するものとする。

第３　新株引受権，新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度

１　商法の不発行制度との関係等

(1)　新株予約権

第１の１の(1)により新株予約権証券を発行しない旨の定款の定めをした会社は，新株予約権の発行決議において，当該新株予約権について振替制度を利用するかどうかを定めなければならないものとする。

(2)　新株引受権・新株予約権付社債

新株発行又は新株予約権付社債の発行の決議においては，新株引受権又は新株予約権付社債について振替制度を利用することを定めることができるものとするとともに，この定めをした場合には，新株引受権証書又は債券を発行することができないものとする。

(注)　この試案に基づく改正法の施行日において発行済の新株予約権付社債については，社振法附則第１０条（振替社債の特例）と同様の経過措置を設け，社債権者の申出によりペーパレス化して振替制度を利用する新株予約権付社債とみなすことができる旨の制度を整備するものとする。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

２　権利の帰属等

(1)　第２の１から７まで（３(1),(2),(4),(5)及び(8)を除く。）は，振替制度を利用する新株引受権，新株予約権及び新株予約権付社債（以下「振替新株引受権等」という。）に準用する

ものとする。この場合において，第２の３(3)中「設立後又は(2)の一定の日後」とあるのは，新株引受権については「発行日後」，新株予約権については「払込期日（無償で新株予約権を発行する場合には，その発行日）後」と読み替えるものとする。
(2)　振替制度を利用する新株予約権又は新株予約権付社債の申込人は，新株予約権申込証の用紙又は新株予約権付社債申込証の用紙に，振替を行うための口座を記載しなければならないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

３　新株引受権，新株予約権の行使方法

(1)　振替新株引受権等を有する加入者は，その直近上位機関に対して，振替新株引受権等について，振替制度利用会社の口座への振替の申請をするとともに，当該直近上位機関への申出により，振替機関に対して，新株引受権又は新株予約権を行使する旨を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。
(2)　新株引受権又は新株予約権の行使により株式が発行された場合には，振替制度利用会社は，当該株式（新株予約権が行使されたときに消滅しない社債があった場合は，当該株式及び当該社債）について，新株引受権又は新株予約権を行使した者の口座への新規記載手続を行うものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
新振替制度の導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

４　その他

その他新株引受権，新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度の創設について，所要の規定を整備するものとする。

第２編　電子公告制度

（前注）　この試案は，官報について，現在の紙による発行に加え，紙と同一内容が，同時に，印刷局の官報ホームページ上に，公的な真正性の保障を施したものとして掲載され（当該掲載されたものを以下「電子官報」という。），かつ，法令上の「官報」が，紙のものと電子官報の双方を意味することになることを前提とするものである。したがって，以下において，「官報」概念は，電子官報を含むものとして使用する。

第１　株式会社についての電子公告制度の導入

１　株式会社（以下，第１から第３までにおいて，「会社」という。）の公告は，官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか，電磁的方法（インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用することにより，不特定多数の者が公告に係る情報の提供を受けることができる方法のうち，官報以外のものをいう。以下同じ。）により行うこともできるものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
現代社会では，電磁的方法は安価かつ便宜な交信手段として，広く利用されており，電磁的方法による公告を認めるべきである。

２　電磁的方法による公告（以下「電子公告」という。）は，当該公告内容を次に掲る期間，当該電子公告のためのインターネットホームページ（以下「公告ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

(1)　公告中に記載された期間内に債権者や株主等が異議申立てや株券提出等の行為をすることができることとされている公告については，当該期間。

(2)　貸借対照表（商法特例法上の大会社にあっては，貸借対照表及び損益計算書。以下「貸借対照表等」という。）については，５年間。

(3)　(1)及び(2)に掲げる公告以外の公告については，１か月間。

〈意見〉
賛成。
なお，改竄に対しては，罰則等を定めて対処すべきである。

〈理由〉
改正法により自社ホームページへの掲出が認められていること，中間試案では，第三者の証明機関による証明方式を採用しており，貸借対照表以外の公告については，改竄のおそれは当該証明機関の証明により対処できることから，賛成する。なお，改竄に対しては，罰則等を定めて対処すべきである。

３　２にかかわらず，当該公告の内容が公告ホームページに掲載されなかった時間が合計で２４時間に満たない場合において，会社が，当該公告内容が掲載されなかったことを知った後速やかにその旨を公告したときは，当該掲載されなかった事実は，公告の効力に影響を及ぼさないものとする。ただし，当該公告内容が掲載されなかったことについて，会社に故意又は重過失があるときは，この限りでないものとする。

〈意見〉
賛成。但し，掲載されなかった時間が２４時間に満たない場合に限定することは余りに短すぎるので，４８時間に満たない場合とすべきである。

〈理由〉
会社がホームページを開設する場合には，自社でサーバーを管理する場合と，レンタルサーバー等他者が管理するサーバーに依拠する場合とがあり得る。後者の場合，サーバー管理のため，例えば，毎週，定期的にメンテナンス等が行われ，その間，アクセスが制限されることになるが，会社としては，メンテナンスのため，公告内容が掲載されないことを認識していても（これが故意に該当するか否かが問題となり得るが），自らでは対処しようがない。そして，公告期間が１カ月と長期に亘ることを鑑みれば，２４時間というのは余りに短期過ぎる感が否めない。４８時間程度の余裕を持たせるべきである。

４　電子公告を公告の方法とする会社は，定款で，その旨を定めなければならないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
電子公告制度導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

５　電子公告を公告の方法とする会社は，公告ホームページのアドレスを登記しなければならないものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
電子公告制度導入に伴う整備の問題であり，賛成する。

６　電子公告を行おうとする会社は，当該公告の開始前に，証明機関に対し，当該公告の内容が当該公告の期間中，公告ホームページに掲載されていることに関する証明を申請しなければならないものとする。 （注）具体的にいかなる者を証明機関とするかについては，証明機関が発行する証明書が，登記申請の添付資料になるほか，電子公告が適法に行われたかどうかに関する極めて重要な

証拠となるものであることから，証明機関が正当な理由なく調査申請の受理を拒否したり，調査結果について不正な証明を行ったりすることがないこと等，証明機関の公正さが法的に担保されることが必要であることに配慮しつつ，なお検討する。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

改竄のおそれを回避する方法として，第三者の証明機関による証明を求めるものであり，賛成する。

7　6の申請を受けた証明機関は，当該公告の期間中，当該公告の内容が公告ホームページに掲載されているかどうかを調査し，その結果を証明しなければならないものとする。

（注）調査の頻度については，なお検討する。

〈意見〉

賛成。なお，頻度があまりに頻繁になると，コストが増加することが考えられるので，中小企業等も利用しやすい制度として構築すべきである。

〈理由〉

電子公告は，安価な方法で改竄のおそれを回避する方法として，第三者の証明機関による証明を求めるものであり，賛成する。

8　証明機関が，7による調査を行ったすべての日時において，当該公告の内容が公告ホームページに掲載されていた旨の証明をした場合には，当該公告の内容が当該公告の期間中，継続的に掲載されていたものと推定するものとする。

〈意見〉

賛成。なお，この「推定」が事実上の推定か法律上の推定か，また，如何なる手続（例えば，登記申請手続との関係か）との関係での推定かを明らかにすべきである。

（注）電子公告については，官報・日刊新聞紙による公告とは異なり，各会社の公告ホームページに個別にアクセスしなければ公告の存否・内容を確認することができないことから，この問題点を解消するため，法務省等において公告リンク集ホームページを開設する方向で，なお検討する。

〈意見〉

賛成。

〈理由〉

電子公告は，簡易に検索できることが必要であり，リンク集を開設することは有用である。

第２　貸借対照表等の公開の方法の見直し

１　電子公告を公告の方法とする会社が貸借対照表等の公告をする場合には，第１の６にかかわらず，証明機関に対する証明の申請をすることを要しないものとする。

〈意見〉
　賛成。

〈理由〉
　貸借対照表の公告は，他の公告と異なり，直接に株主，債権者の権利義務に影響するものはないから，証明を申請することまでは不要である。

２　電子公告を公告の方法とする会社による貸借対照表等の公告については，要旨の公告をすることはできない（貸借対照表等の全文を公告しなければならない。）ものとする。

〈意見〉
　賛成。

〈理由〉
　紙面による媒体と異なり，情報量を限定する必要はないので，要旨では足りないと考えるべきである。

３　電子公告を公告の方法としない会社（官報・日刊新聞紙を公告の方法とする会社）は，現行法におけるのと同様に，貸借対照表等の公開を，電磁的公示の方法によって行うことができるものとする。

〈意見〉
　賛成。

〈理由〉
　電磁的公示は，公告が徹底していない現状において，中小企業等にも安価，簡易にできる方法として創設された面も有しており，電子公告を採用しない限り，電磁的方法による公示を利用できないとするのでは，折角の開示の拡大に反することになる。

（注）電子公告を公告の方法とする会社についても，貸借対照表等の公開を電磁的公示の方法によって行うことを認めることに必要性と合理性があるかどうかについて，なお検討する。

〈意見〉
　反対。

〈理由〉
　貸借対照表等について，電子公告と電磁的公示による差異は存しないのであるから，あえて認める必要はない。

第３　株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

（Ⅰ案）

１　合併，会社分割（吸収分割における承継会社がする債権者保護手続の場合に限る。）及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続については，官報公告のみを行えば足りる（個別催告は廃止する。）ものとする。

２　会社分割における分割会社がする債権者保護手続については，官報公告に加えて，日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には，個別催告をすることを要しないものとする。

（Ⅱ案）

合併，資本減少・準備金減少及び会社分割における債権者保護手続について，その種類を問わず，官報公告に加えて，日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には，個別催告をすることを要しないものとする。

（Ⅲ案）

１　合併，会社分割（吸収分割における承継会社がする債権者保護手続の場合に限る。）及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続については，官報公告に加えて，日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には，個別催告をすることを要しないものとする。

２　会社分割における分割会社がする債権者保護手続については，会社が公告ホームページに電子メールアドレス登録欄を設けて，当該ホームページを閲覧した債権者が随時アドレスの登録をすることができるようにした場合には，官報公告及び電子公告をするほか，当該アドレス登録をした債権者に対し，当該登録に係る電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信による個別催告をすれば足りるものとする。ただし，当該電子メールアドレス登録欄を設けた後１年以上が経過した場合に限るものとする。

〈意見〉

Ⅱ案に賛成。

〈理由〉

１　個別催告については，実務的にはどの範囲で行えば足りるのか等不明な点も多く，一方で出来るだけ簡便な方法に改めて欲しいとの要請があるが，他方，これに代替する開示として，官報のみで足りるとするのは，民間における官報の通用性から照らして疑問がある。

そこで，合併，会社分割（吸収分割における承継会社がする債権者保護手続の場合に限る。）及び資本減少・準備金減少については，官報による公示だけで足りるとするⅠ案は採用できない。

２　そこで，Ⅱ案かⅢ案かの選択となるが，Ⅲ案では会社が継続的に登録されたアドレスを管理しなければならなくなり，逆に負担が増加することが考えられる。Ⅱ案であれば，いずれの手続についても統一的な取扱いとなり，また，会社としては，全国紙か電子公告かを選択すれば足りるのであるから，Ⅱ案が妥当である。

第４　有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

第３と同じ取扱いをするものとする。

〈意見〉
賛成。

〈理由〉
有限会社の債権者保護について，別異に取り扱う理由はないので，第３と同様の規定を設けるべきである。

第５　合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

（Ａ案）
合名会社・合資会社の合併のうち，合併後に無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めないものとし，それ以外の場合については，株式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをするものとする。
（Ｂ案）
合名会社・合資会社の合併のうち，合併後に無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続については，株式会社の会社分割における分割会社がする債権者保護手続と同じ取扱いをするものとし，それ以外の場合については，株式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをするものとする。

〈意見〉
Ａ案に賛成。

〈理由〉
１　Ｂ案は，補足説明によれば，それまで無限責任社員が並列的に負っていた債務が，新設会社又は存続会社に引き継がれることになるという点において，免責的債務引受に類似することから，株式会社の会社分割における分割会社がする債権者保護手続と同様の取扱いをすれば足りるという考え方に依拠し，合併後に無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続については，株式会社における分割会社がする債権者保護手続と同じ扱いをするものとし，それ以外の場合については，株式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをするという考え方である。
このＡ案とＢ案の違いは，合併後の無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続として，個別催告の省略の可能性を認めるか否かという点にある（Ｂ案によれば，第３に記載されたⅠ案，Ⅱ案又はⅢ案のいずれによるにしても，それら手続を踏めば個別催告は省略できる)。
２　Ｂ案に対しては，無限責任社員が負う責任と株式会社の会社分割における分割会社が負っている債務をそもそも同視できるのかという疑問がある。分割会社の負う債務については，少なくとも分割時点で存在している債務に限定されるが，無限責任社員は，既存の債務以外に将来の債務全体について，無限に責任を負うのであるから，債権者にすれば，無限責任社員が存続するか否かは非常な関心事となる。
したがって，無限責任社員がいなくなる場合には，従前通り，個別催告を要求すべきである。

以

上